

## 専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和6年1月13日（土）午前11時頃
- 2 事故発生場所 加古川市平荘町山角740番地  
加古川市立両荘中学校敷地内
- 3 損害賠償の相手方 神戸市在住 個人
- 4 事故の概要 加古川市立両荘中学校（当時）のグラウンドで野球部が合同練習をしていたところ、生徒の打ったボールがグラウンド内の工事用フェンスを越え、駐車中の相手方車両に接触し、車両の一部が損傷した。
- 5 損害の程度 相手方 物的損害 右フロントドア
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0  
専決日：令和6年3月26日 示談成立日：同年3月26日
- 7 損害賠償の額 98,395円
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金98,395円については、本市が加入する全国市長会学校災害賠償補償保険契約に基づき、保険会社より相手方に支払われる。